

SIC CM通信

No.004

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号博多偕成ビル2F
TEL 092-292-0835 FAX 092-292-0895
E-mail: info@sic-m.com
HP: [SICマネジメントで検索](#)

CM方式とは、発注者の立場に立って、様々な業務の一部または全部を、CMrが代行してプロジェクト（設計・施工）に関わり、工事内容を明確にし、コストの透明化を実現します。従来型請負方式は、工事の内容が明確ではないことに、疑問を感じませんか？

* CM : コンストラクション・マネジメント CMr : コンストラクションマネジャー

建設マネジメント・第4話

誰も教えてもらえない、聞けない、現場代理人の悩み??

完工高20億以上の企業は、社員への投資は、積極的ですが、中小企業になると、社員への投資以前に目の前の受注に熱心にならざるを得ません。そんな企業で働く社員のなかにも、前向きに自己研鑽を望む人達がおられることが事実です。弊社は、そんな皆様を対象に「中小建設社員向け研修会」を実施しています。企業単位でも、個人単位でも参加できるように設定しております。是非、ご一報ください。

『準備工を制すは、工事を制す！』

ビルオーナー様の訪問先で・・・

「管理会社や設計会社が入っているから大丈夫です！」

→弊社は管理業務ではなく、施設の機能・配置・構造、施工法、工期、コストなどの技術提案やアドバイスをします。

たとえば、見積書を精査してオーナー様の意向に沿ったご提案をさせていただいております。

※設計会社や業者とのしがらみはございません。安心してご相談下さい。

ひとことアドバイス！

いつでも起こりうる大震災に備えるために！

阪神大震災の教訓から1995年12月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が施工されました。地震による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための処理を講ずることによりより建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的としています。

特に多数の人々が利用する一定規模以上の建物を「特定建築物」とし、その所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に務める努力義務が求められます。

2006年の改正を経て2013年11月の改正では、戸建て住宅などの小規模建物を含む、基本的に全ての旧耐震基準建築物を「既存耐震不適格建築物」として努力義務の対象としています。そのうえで、多数の不特定者が利用する大規模な建物などを対象に建築物の所有者に対して、耐震診断の義務化が規程されています。昭和55年5月31日に新築工事に着手した建物は耐震性が不足している可能性がありますので、耐震診断をお勧めします。

詳細は、「平成25年耐震改修促進改正のポイント」でWEB検索

お知らせ！

福岡に限らず、建物についての悩み、相談ごとは、多いようです。改修工事等をお考え中の方、契約する前に、是非一度ご相談されることも大事ではないでしょうか。

建物の価値を落とさないためにも・・・・

つぶやき.....

人は無意識に自分の周りの人達からの影響を受けます。周りのお役に立つ行動を心がけると自然と周りが変わり、その何倍も自分が変わっていくそうです。これからは、人の上に立つ時代から、人のお役の立つ時代へと変わっていくのでは・・・・感謝